

景観重要建造物の概要（長岡市景観アクションプラン 抜粋）

1 景観重要建造物の指定の方針

歴史的な建築様式やシンボリックな外観を有する建築物・工作物のうち、特に景観上優れており、景観形成に重要な役割を果たすものを「景観重要建造物」として指定する基準を定めます。

保全のために必要な管理の方針を定めるとともに、当該建造物を活かし、周辺地域とともに魅力を高め、良好な景観形成を図るための活用の方針を定めます。

《景観重要建造物の指定基準》

以下の全てに該当するものを指定します。

- 優れたデザインを有し、地域のシンボリックな存在であるもの
- 地域の自然や歴史、生活文化の特性が感じられるもの
- 市民に親しまれているもの

【参考】

景観重要建造物の指定には、景観法及び景観法施行規則に基づく以下の条件があります。

- ・ 建造物の外観が、地域の景観上の特徴を有していると認められる。
- ・ 建造物の外観が、景観計画区域（市全域）において、良好な景観形成を推進する上で重要なものである。
- ・ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものである。（一般公開されているものを含む。）
- ・ 国宝若しくは重要文化財として指定され、又は仮指定されたものは除く。
- ・ 所有者の合意を得る。

2 景観重要建造物の保全・活用の方針

景観重要建造物については、以下のとおり保全・活用を図ります。

《景観重要建造物の保全・活用の方針》

- ・ 所有者（又は管理者）と合意のもと、保全や管理、活用に関する事項をまとめた管理計画を策定し、これに沿って適切に取り組みます。
- ・ 景観重要建造物を積極的にPRし、景観形成に対する市民意識の向上に活用します。
- ・ 景観重要建造物の周辺で、建造物等の建築や屋外広告物の表示などを行う際には、その意匠や形態が景観重要建造物と調和するよう誘導し、魅力的な景観形成に活かしていきます。

景観重要建造物の保全・活用に関わる所有者（管理者）の義務・行政の支援は以下のとおりです。

●所有者の義務

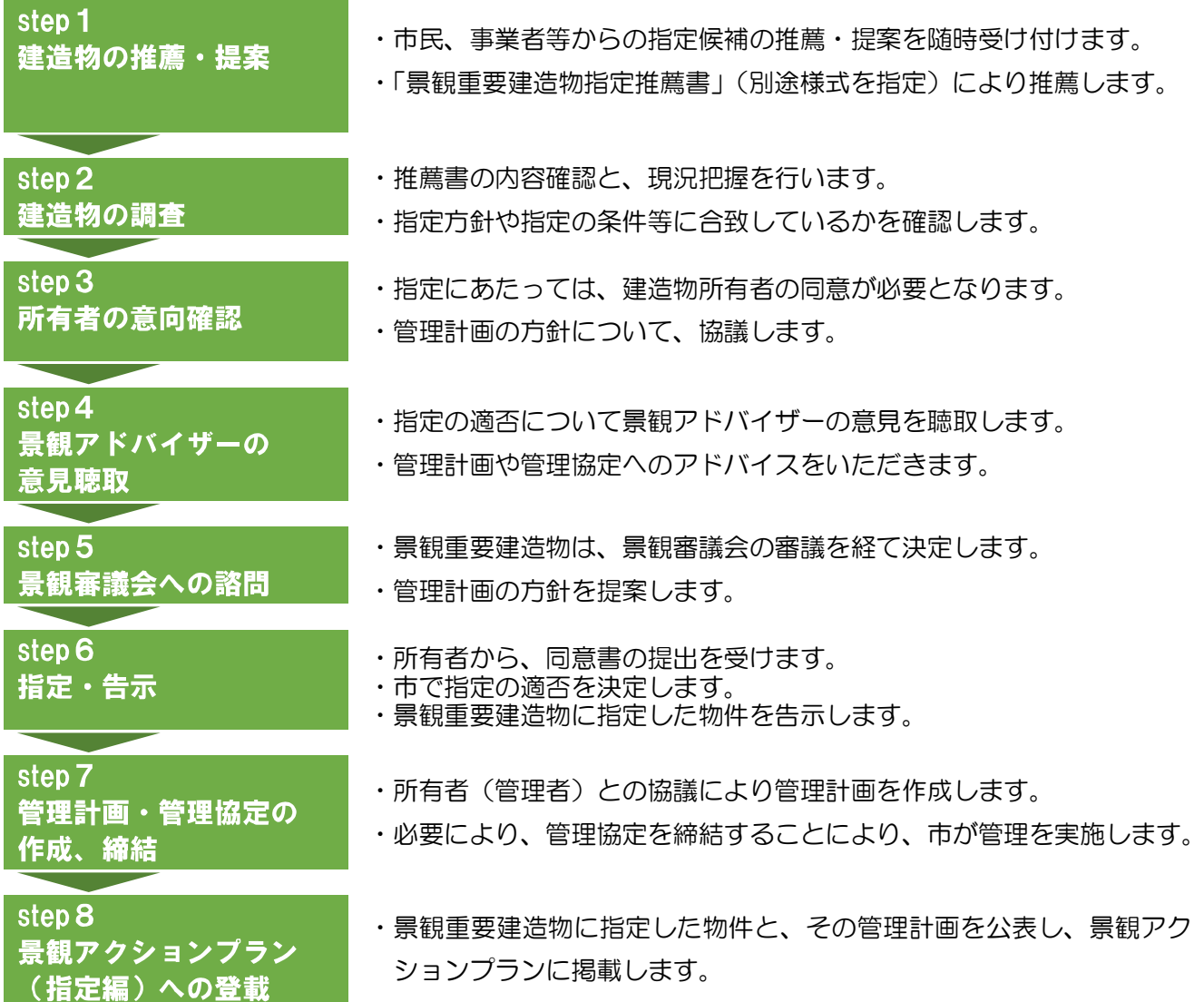
- ・ 所有者（管理者）は、景観法第25条の規定に基づき、建造物の良好な景観が損なわれないように、適切に管理します。
- ・ 建造物の増改築、移転・除却、外観変更等を行う際は、市長の許可が必要になります。（建築物の内部は利用が自由で、生活上必要な内部の改修も可能です。）

●行政の支援

- ・ 建造物の外観を維持するために必要な修理、修景等について、必要に応じ、技術的支援を行います。また、予算の範囲内で、費用の一部を助成します。
- ・ 建造物の管理について、所有者と管理協定を結ぶことにより、市や景観整備機構（市と連携して市民の景観まちづくり活動を支援・促進する活動主体）が実施することもできます。
- ・ 条例により建築基準法の緩和措置を適用することもできます。

3 景観重要建造物の指定の手順

景観重要建造物の指定は、次の手順で行います。



●指定に向けた強化の取組み

当初の取組みとして、景観重要建造物の指定に向け、次のように進めます。

- ① **候補物件をリストアップします。**
 - ・登録有形文化財の確認
 - ・都市景観賞受賞物件の確認
 - ・市民アンケートや景観まちづくりワークショップでの抽出物件の洗い出し
- ② **候補物件の調査・絞り込みを行います。**
 - ・指定方針や条件に合致しているかを調査します。
 - ・景観アドバイザーの意見聴取をします。
- ③ **市民アンケート（投票）を行います。**
 - ・市民に親しまれる物件確認と市民啓発のため、アンケート調査を実施します。
 - ・アンケート調査の実施にあたり、所有者の理解を深めます。
- ④ **景観審議会に諮問し、景観重要建造物の指定を行います。**